

○阿部委員長

ほかに質疑はございませんか。——高橋委員。

---

○高橋委員

すいません。後期高齢者医療制度、午前中の質疑に関連してちょっと議論というか発言の機会をいただきたいんですが。

本制度の問題点、さまざまありましょう。ただそれを断片的に列挙して、制度そのものについて、これ国会で審議するならまだしも、県議会の常任委員会の場で、制度そのものについてどうのこうのと、今現段階でこれを論ずることは、私1年生議員にとっては、正直、率直に申し上げて疑問に思いました。

本来であれば、急速に進む高齢化、中でも75歳以上の高齢者が今1,300万人ですか、これが2025年には2,000万を超えると。加えて、医療費も33兆円が倍近く55、6兆円まで膨らむと、そういった現役世代だけではなくて、高齢者にも応分の負担をお願いすると、これが本制度導入の第一義的な理由であろうかと私は認識をしております。

また、制度そのものがなぜ導入されたのか、こういった制度導入の背景をしっかりととらえないままに、問題点だけを挙げて論ずることがあってはならないと感ずるところであります。

また、制度は廃止すべきではないかという御発言もありました。新しい制度が始まってまだ1カ月半ばかりであります。今もとに戻すことによって県民にどういった影響があるのか。あるいは廃止、それは意見としてありますけれども、新しい高齢者の医療についてどういう枠組みを示すか、これが論じられないままに廃止と言われても、それは廃止であれば廃止で結構ですけれども、そういったことがあってはならないと私は考えます。

それから終末期の件についても、死んでしまえと、そういった制度だという発言は、こういった、何をとらえて死んでしまえというのかわかりませんが、死という言葉は委員会の場で軽々しく論じられるべきものではないと、意見として申し上げます。よって答弁は要りません。

以上です。